三重県土地家屋調査士会　第３回定例研修会

土地家屋調査士業務に必要な戸籍の読み方
（解説編）

講師　愛知県土地家屋調査士会　元常任理事　花宮賢二

１．押さえておきたい相続の基礎知識

（１）法定相続人と法定相続分

ここでは、法定相続人と法定相続割合について解説する。相続が発生した場合に、「誰が」「どれだけ」遺産をもらう権利があるかということ。相続が発生した場合、被相続人の妻や夫である「配偶者」は、いついかなる時も相続人として財産をもらう権利がある。

ただし、離婚した配偶者は相続人にはならない。配偶者以外の親族についてはケースごとに相続人になる人とその割合が変わってくる。具体的には「子」が相続人になる「第１順位」、「直系尊属」が相続人になる「第２順位」、「兄弟姉妹」が相続人になる「第３順位」に分かれる。

①配偶者が外国人と結婚した場合

（ア）外国人と結婚した場合の、それぞれの国籍

グローバル化の影響かどうかは分からないが、近年国際結婚が増えており、配偶者が外国人という方も多くなっている。日本国籍を有する者同士が婚姻した場合、婚姻によって新たに戸籍が編製され、その戸籍に夫婦の各事項が記載される。しかし、外国人と婚姻した場合、それぞれ国籍はあるが、現在の国籍法では、婚姻しても夫婦の国籍が変わることはない。例外的に、外国人が帰化して日本国籍を取得するか、あるいは日本人が帰化して外国籍を取得すれば、国籍が変わる。なお、旧国籍法（昭和２５年７月１日に施行された現行国籍法以前の国籍法）では、日本人男性と外国人女性とが婚姻した場合、その外国人女性は日本の国籍を取得し、日本人男性の戸籍に入籍していた。

（イ）外国人と婚姻した場合の戸籍の記載方法

現在の国籍法では、例外的なことがない限り、婚姻によっても国籍

図１-１

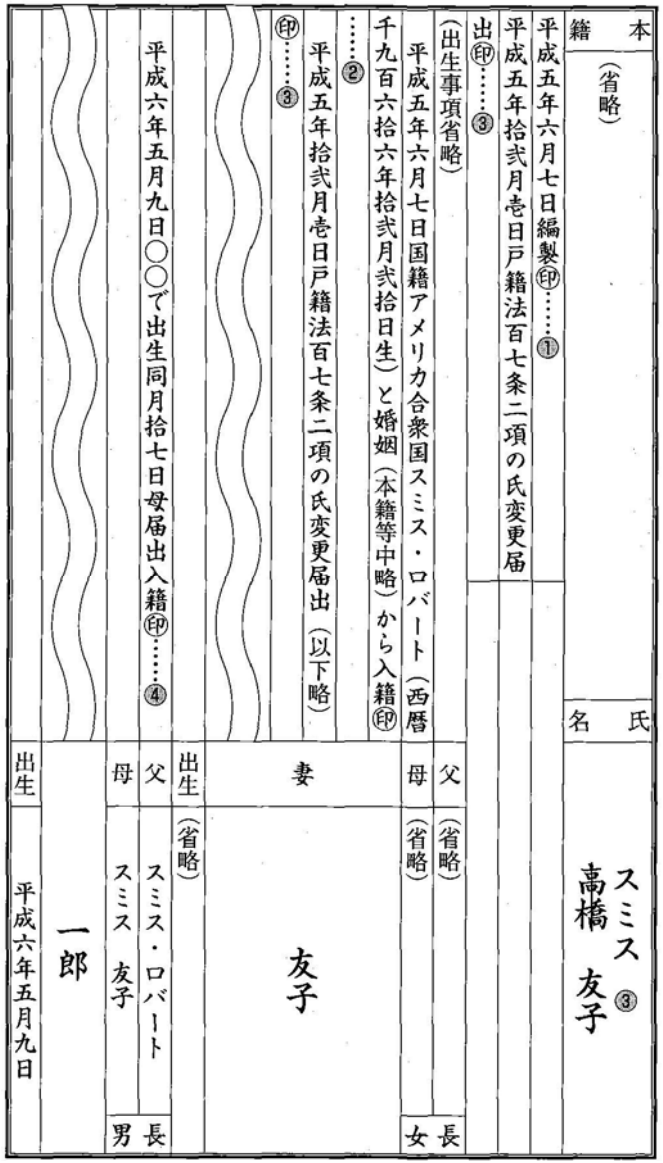

は変わらないので、日本国籍でない外国人が戸籍に記載されることはなく、日本人は戸籍から除かれることもない。また、氏の変更についても、外国人配偶者の氏に変更するには、婚姻後６か月以内に届出をする必要がある。しかし、これでは外国人と婚姻したかどうかが分からなくなる。そのため、外国人と婚姻した場合、戸籍のある日本人配偶者について、その戸籍上の身分事項に「いつ、どの国籍の、誰（西暦の生年月日）と婚姻し、入籍したのか」が記載される。例えば、高橋友子が、アメリカ合衆国籍のロバート・スミス（１９６６年１２月２０日生まれ）と、平成５年６月７日に婚姻し、同年１２月１日にスミス姓に変更した。そして、平成６年５月９日に長男の一郎が生まれた場合、**図１-１**のような戸籍となる。

1)　高橋友子は、平成５年６月７日に婚姻しているから、その日に新しく戸籍が編製される（**図１-１①**）。そのため、戸籍事項欄には、婚姻の日に戸籍編製とされている。もっとも、夫のロバート・スミスは、アメリカ合衆国籍のままだから、ロバートは新戸籍に入籍できない。その代わり、友子の身分事項欄に、配偶者のロバートの国籍、氏名、生年月日などの婚姻事項が記載される（**図１-１②**）。なお、外国人の氏名について、その外国人の本国では、名が先に来て氏が後になるパターンもあるが、日本の戸籍上はあくまでも氏が先に、名は後に記載される。

2)　その後、友子は、婚姻後６か月以内である平成５年１２月１日に、氏を夫の氏であるスミスに変更している。そのため、戸籍筆頭者の欄の高橋姓に抹消線が引かれ、右にスミスと記載される。また戸籍事項欄には、氏の変更が平成５年１２月１日にあった旨記載される（**図１-１③**）。

3)　そして、平成６年５月９日に友子とロバートの間に生まれた一郎は、母が日本国籍のため、日本国籍を取得して友子の戸籍に入籍した（**図１-１④**）。

現在では、婚姻した日本人が戸籍の筆頭者の場合を除き、具体例のように、新たに戸籍が編製されることになった。

しかし、現在の戸籍法が施行された昭和２５年から、昭和６０年１月１日までは、外国人と婚姻した日本人の戸籍は、新たに編製されることはなかった。

（ウ）外国人と婚姻した場合の相続関係

外国人と婚姻しても、外国人配偶者は日本国籍を得ない。しかし、相続については、被相続人の本国法によるとされている。そのため、被相続人が日本人の場合、その配偶者である外国人は民法規定に従った相続権を有することになる。

また、日本人と外国人配偶者との間に生まれた子は、出生の時に父又は母が日本国民であれば、その子は当然に日本国籍となるので、この条件を満たせば子も民法規定に従った相続権を有することになる。

②第１順位

被相続人に「子」がいれば、その子は相続人として財産をもらう権利がある。この場合の法定相続割合は配偶者と子がそれぞれ２分の１ずつであり、子が複数いる場合には２分の１をさらに子の数で按分する。ここでの「子」とは以下の人たちが該当する。

（ア）嫡出子

法律上の婚姻関係のもとで生まれた子どものこと。

（イ）非嫡出子

法律上の婚姻関係がない男女の間に生まれた子どものこと。被相続人が男性（父親）の場合、非嫡出子は父親から「認知」を受けることで相続人となる。被相続人が女性（母親）の場合、子どもを出産したという既成事実があるため、原則、認知の必要はなく無条件で相続人になる。従来、非嫡出子の法定相続割合は嫡出子の２分の１と法律で定められていたが、平成２５年９月４日の最高裁決定により現在は嫡出子と非嫡出子の相続割合は同等になっている。

【コラム１】認知とは？

非嫡出子は、父親との法的な親子関係がないため、そのままでは「父親との法的な親子関係がない」ために、相続権がない。父親との法的な親子関係を生じさせるためには、父親に自分の子であると認めてもらう必要があるが、このことを「認知」という（成年の子を認知するには、子の承諾が必要）。現行法では、父親に認知をしてもらう方法と、非嫡出子から父親に対する認知の訴えを裁判所に提起して裁判所に認めてもらう方法とがある。その他に、「認知調停」という方法もある。

これは、前の婚姻期間中に別居などで、事実上の離婚期間中に生まれた子について、前夫の子ではないことが明らかな場合に、離婚後３００日以内に生まれた子であっても、別居など事実上の離婚時から３００日以上経過していることを証明する書類などを提出することで、新しい夫の子であることを認めてもらう調停のこと。この調停が成立すれば、新しい夫の子として、戸籍に入籍させることができる。

なお、旧民法では、非嫡出子のうち、父の認知を受けた者を「庶子（しょし）」、父の認知のない子を「私生子（しせいし）」と称していた。

【コラム２】現行法・旧法における非嫡出子の認知の取扱い

①現行法の認知事項の戸籍への記載

現行法では、被認知者（子）が認知者（父）に認知された場合、認知者である父と、被認知者である子の双方の戸籍の身分事項欄に認知の記載がされる。認知者（父）の戸籍には、**「いつ、どこに本籍のある誰々（母親）同籍の子誰々を認知届出」**という記載がされる。認知しただけでは父親の戸籍にその被認知者の子として入籍することはない。従って、父親の身分事項欄を注意して読む必要がある。

例えば、東京都中央区に本籍のある田口敏夫（妻は桂子）が、東京都豊島区に本籍のある田中礼子との間に、平成２年３月３日に非嫡出子の一夫をもうけ、田口敏夫が平成５年５月５日に一夫の認知の届出をした場合を見てみる。

この場合、田口敏夫の身分事項欄に、平成５年５月５日に、東京都豊島区の田中礼子同籍一夫を認知した旨が記載される（**図１-２①**）が、田口敏夫の戸籍に一夫は入籍しない。認知した子がいるかどうか、夫の身分事項欄をよく確認しないと、認知した子を見落としてしまう可能性がある。

一方、被認知者の戸籍は、その母親の戸籍に在籍している。その母親が、もし未婚で自分の父母の子として

図１-２

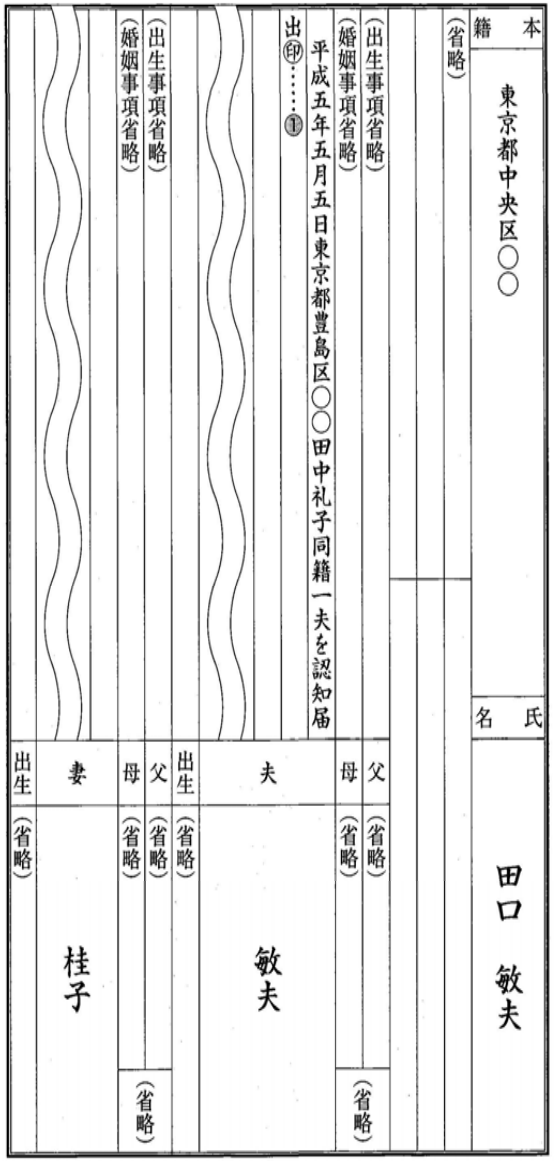

図１-３

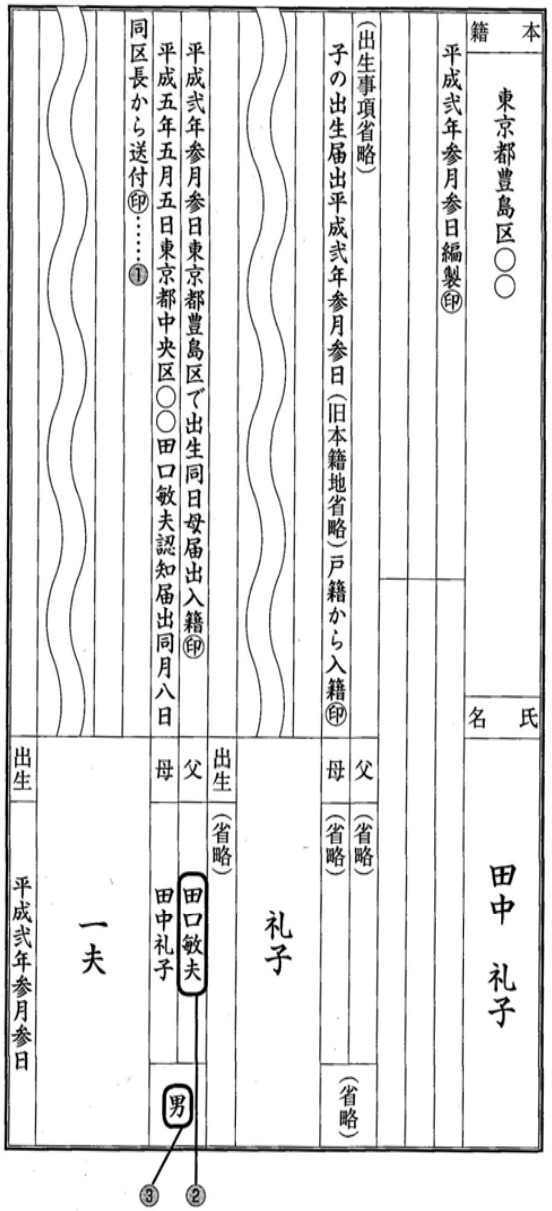

【コラム２】現行法・旧法における非嫡出子の認知の取扱い

在籍していた場合、被認知者が出生したことで、新しく母親を戸籍筆頭者とする戸籍が編製（**図１-３**）され、その戸籍に被認知者が記載される。認知前は、身分事項欄には出生届出の記載があり、父母欄のうち父の欄は空白とされていた。それが認知によって、身分事項欄には**「いつ、どこに本籍のある誰々（認知者）認知届出」**という記載がされ、父の欄に認知者が記載される。

なお、続柄欄も、以前は認知の有無にかかわらず、男あるいは女と記載されていたが、平成１６年１１月１日以降、出生順に、長男とか長女などと記載されるようになった。一夫は田中礼子の戸籍に、子として入籍している。これは、非嫡出子は母の氏を称することとされているため。田中礼子を筆頭者とするこの戸籍は、一夫が出生したことで編製された。そして、その一夫の戸籍の身分事項欄に、平成５年５月５日に、東京都中央区の田口敏夫が認知の届出をした旨の記載がされる（**図１-３①**）。その結果、認知されるまで空白とされていた一夫の父の欄に、田口敏夫が記載される（**図１-３②**）。非嫡出子である一夫の続柄（**図１-３③**）は、父の認知の有無に関係なく、「男」あるいは「女」と記載されていた。これを見れば、嫡出子は長男や長女などと記載されていることとの比較で、非嫡出子であることが判別できた。しかし、平成１６年１１月１日以降、非嫡出子であっても出生の順に、また、それ以前の非嫡出子も、申し出をすれば、そのような表記に改めることができるようになった。

図１-５

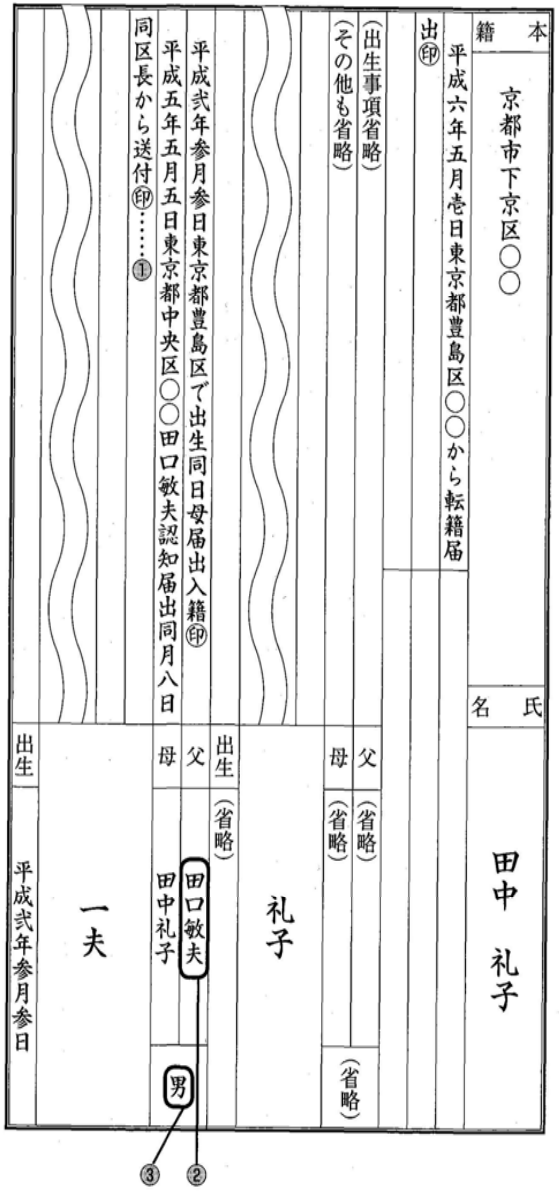

図１-４

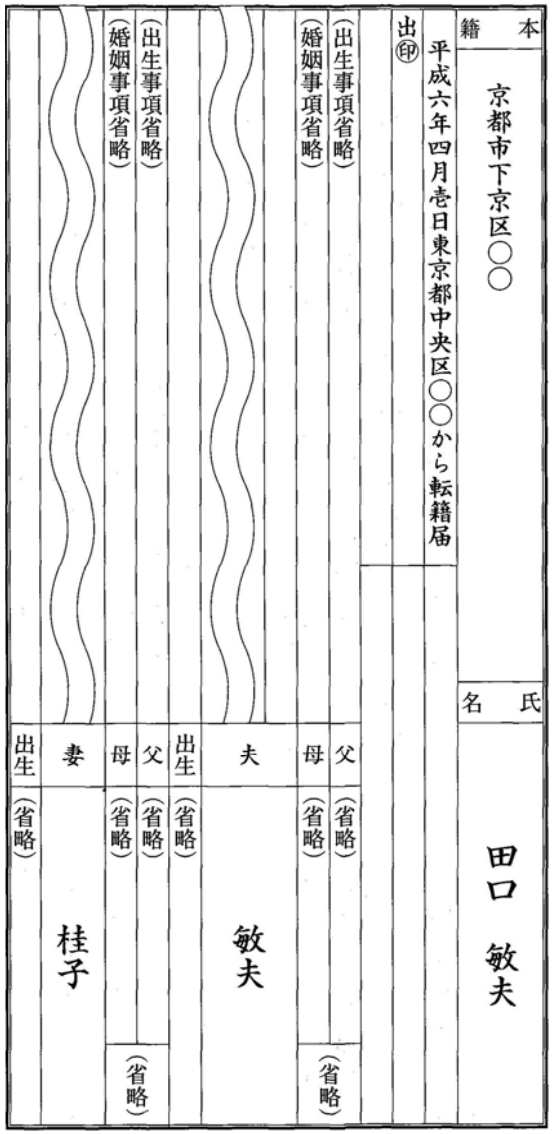

【コラム２】現行法・旧法における非嫡出子の認知の取扱い

②認知事項の移記

認知者（父親）の戸籍に記載された認知事項は、新戸籍や他の戸籍には移記されない。つまり、認知者が転籍等で戸籍の編製替えや婚姻・縁組等で他の戸籍に入籍した場合、その転籍後の戸籍だけで被認知者がいないものと判断してしまうと、被認知者の存在を忘れてしまう。転籍後の戸籍には、認知事項について何も記載されていない（**図１-４**）。認知者の戸籍に記載された認知事項は、転籍等戸籍の編製替え、婚姻・縁組等により他の戸籍に入籍した場合、新戸籍や他の戸籍に移記されない。

一方、被認知者（子）の戸籍に記載された認知事項は、転籍等戸籍の編製替えや、婚姻、縁組等によって他の戸籍に入った場合、新戸籍又は他の戸籍に移記されなければならないとされているので、新戸籍でもいつ誰が認知をしたのかが分かる。先ほどの例で、今度は、認知される側の一夫の戸籍について、母である田中礼子が平成６年５月１日に東京都豊島区から京都市下京区に転籍した場合の戸籍(**図１-５**)を見てみると、一夫の戸籍の身分事項欄に、平成５年５月５日に、東京都中央区の田口敏夫が認知の届出をした旨の記載がされる（**図１-５①**）。そして、一夫の父の欄に、田口敏夫が記載され（**図１-５②**）、一夫の続柄も記載される（**図１-５③**）。

図１-６

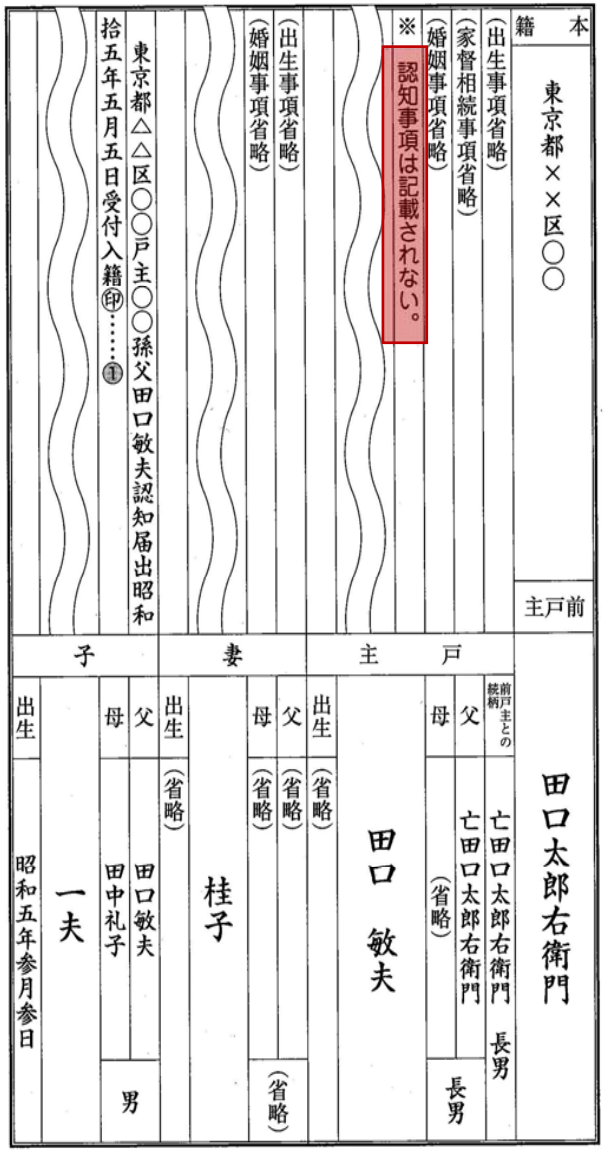

図１-７

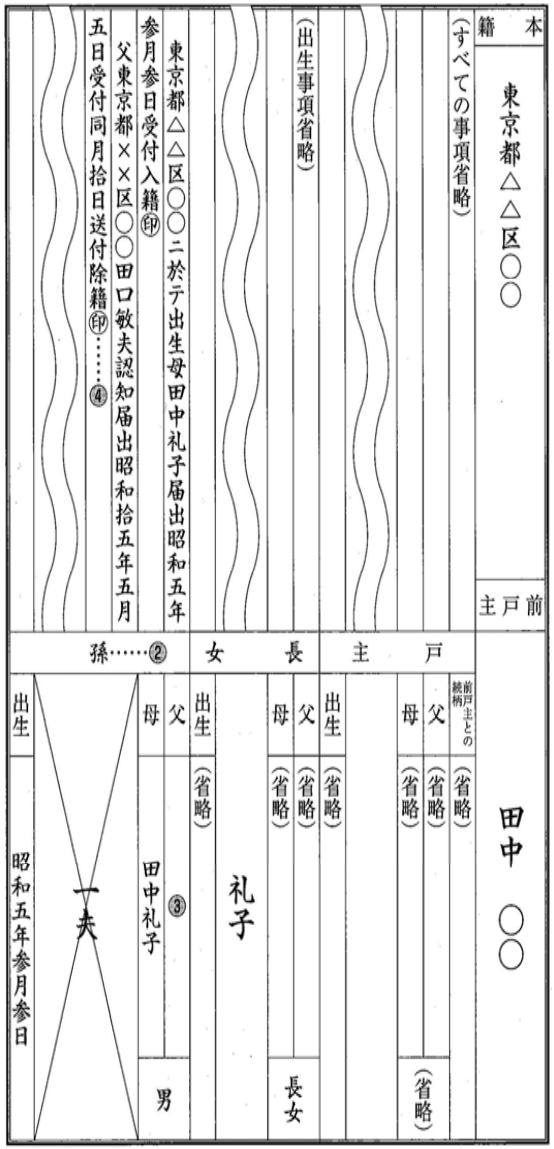

【コラム２】現行法・旧法における非嫡出子の認知の取扱い

③旧法において認知した父が戸主の場合

被認知者は、被認知者の側に父の家に入ることのできない事由がない限り、原則として認知者である父の家に入る。その子の事項欄には、被認知者である子の身分事項欄に**「どこに本籍がある、（母方の）戸主誰々の孫が、認知届でいつ受付されて入籍したか」**のような記載がされ、母の欄には実母の氏名、続柄欄には単に男、あるいは女と記載される。

一方、父の身分事項欄には、認知について何も記載されない。例えば、東京都××区に本籍のある田口敏夫（妻は桂子）が、東京都△△区に本籍のある田中礼子との間に、昭和５年３月３日に非嫡出子の一夫をもうけ、田口敏夫が昭和１５年５月５日に一夫の認知の届出をした場合、旧法では、**「被認知者は、被認知者の側の父の家に入ることができない事由がない限り、原則として認知者である父の家の戸籍に入る」**こととされている。これが現行法と大きく違うところ。
そのため、このケースでは、被認知者の一夫は、認知をした戸主の田口敏夫と同一の戸籍に在籍している。
そして、一夫の身分事項欄には、もともと一夫が入籍していた戸籍の本籍地と戸主が記載され、本件では父親の田口敏夫が昭和１５年５月５日に認知の届出をした旨が記載される（**図１-６①**）。

図１-９

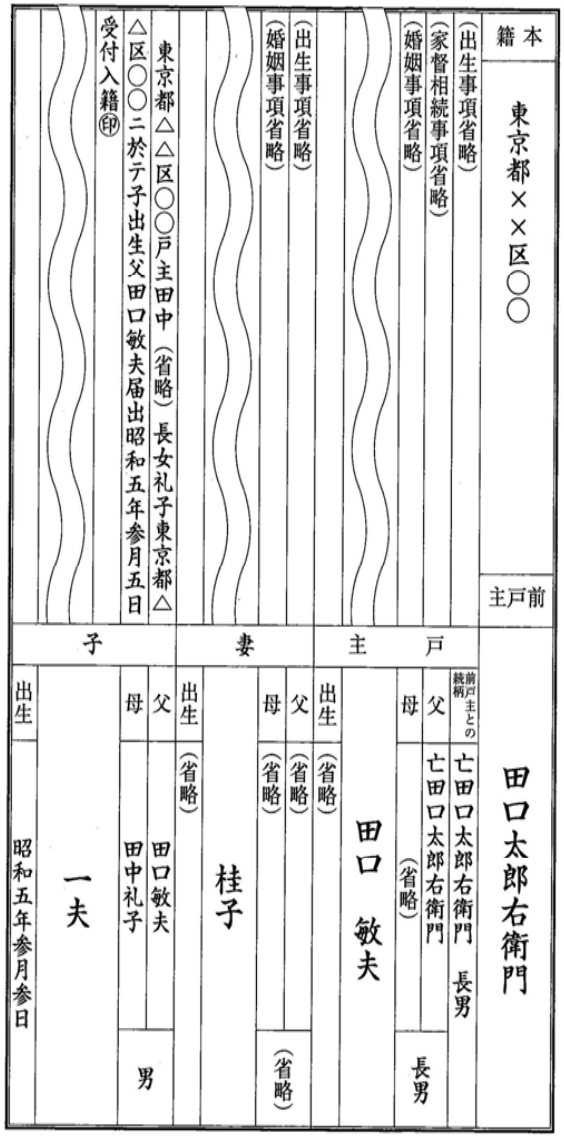

図１-８

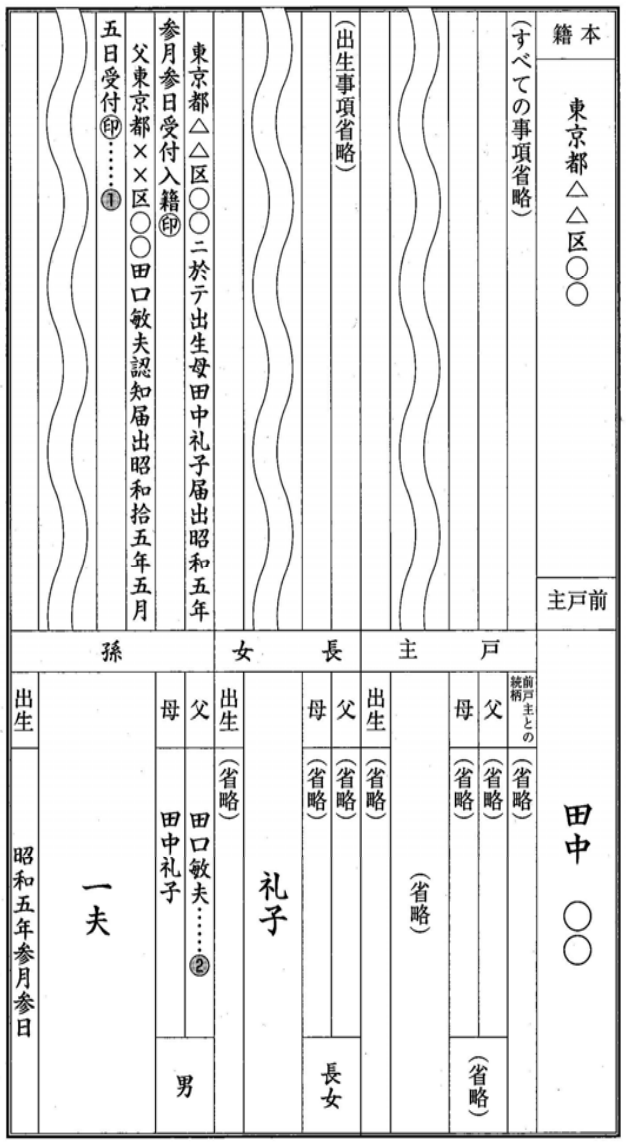

【コラム２】現行法・旧法における非嫡出子の認知の取扱い

注意が必要なのは、田口敏夫の身分事項欄に、一夫の認知事項が一切記載されていないこと。これは、同じ戸籍にある子の身分事項欄を読めば認知事項が記載されており、その子と父との関係が分かるため。**「現行法では父親の身分事項欄に記載される認知事項が、旧法では記載されていない」**ということに注意が必要。現行法の考え方で旧法の戸籍を検討すると、認知をした非嫡出子は存在しない、という誤った判断をしてしまう。この戸籍では、昭和１５年５月５日に一夫が田口敏夫の戸籍に入籍している。それでは、田口敏夫に認知届出される前の一夫の戸籍はどのようなものだったのか？

被認知者は、認知されるまでは母親の属する戸主の同意があれば、その母親の家の戸籍に記載される。このケースでは、一夫は、母である田中礼子が属する家の戸籍に記載される。そして、田中礼子の親から見れば、一夫は孫であるから、孫として記載される（**図１-７②**）。そして、まだ田口敏夫から認知されていないことから、一夫の父欄は空白のまま（**図１-７③**）。その後、昭和１５年５月５日に田口敏夫に認知されたため、一夫は田口家の戸籍に移籍し、母である田中礼子の属する家の戸籍からは除籍される（**図１-７④**）。

④旧法において認知した父が戸主の家族であり、戸主が被認知者の入家に同意した場合

この場合、戸主が被認知者の入家に同意しているから、被認知者は父と同じ家の戸籍に入籍する。被認知者の身分事項欄等の記載は、③の認知した父が戸主の場合と同様。また、父の身分事項欄に、認知について何も記載されない点や、母親の属する戸籍についての記載及び除籍についても、③の場合と同様（**図１-６、図１-７**）。

⑤認知した父が戸主の家族で、戸主が被認知者の入家に同意しない場合

この場合は、戸主が被認知者の入家に同意していない以上、被認知者は認知者の戸籍に記載されない。そのため、被認知者は、母の戸籍に在籍したままとなる。ただし、認知者が認知をしている以上、被認知者の身分事項欄には、父が認知の届出をした旨の認知事項が記載され、父の欄に認知者の氏名が記載される。③で挙げた具体例である、東京都××区に本籍のある田口敏夫（妻は桂子）が、東京都△△区に本籍のある田中礼子との間に、昭和５年３月３日に非嫡出子の一夫をもうけ、田口敏夫が昭和１５年５月５日に一夫の認知の届出をした場合で、戸主は田口敏夫ではなく別の者であり、その戸主が被認知者である一夫の入籍に同意しない場合の、被認知者である一夫の戸籍を見てみる。

④で述べたように、戸主が被認知者の入籍に同意していれば、被認知者は父と同じ家の戸籍に入籍できる。しかし、戸主が同意しなければ、被認知者は父と同じ家の戸籍に入籍できない。そのため、認知がされていても、被認知者である一夫は相変わらず母の戸籍に在籍し続けることになる（**図１-８**）。

【コラム２】現行法・旧法における非嫡出子の認知の取扱い

その結果、先ほどの例では、被認知者である一夫は、田中礼子と同じ家の戸籍にとどまる。その戸籍と、③の「被認知者（子）側の戸籍」（**図１-７**）とを比べてみると、ほとんど記載内容は同じだが、一夫の身分事項には認知された旨の記載があるだけで除籍されていないこと（**図１-８①**）が大きな違い。また、一夫はそのまま母の属する家の戸籍にとどまるが、認知はされているので、一夫の父の欄には田口敏夫の名前が記載される（**図１-８②**）。

ただ、③の戸籍（**図１-７**）と大きく異なることは、**「一夫が田口敏夫の戸籍に移籍しない」**こと。③の場合だと、一夫の身分事項欄に田口敏夫から認知された旨の記載があり、それが田口敏夫の戸籍と同じ戸籍に記載されている。しかし、今回の⑤の場合は、田口敏夫の戸籍とは別の戸籍のまま。そして、③の場合と同様、田口敏夫の身分事項欄には、一夫の認知事項は一切記載されない。つまり、田口敏夫の戸籍からは、一夫を認知したことが全く分からず、一夫からの申し出がない限り、一夫が田口敏夫の相続人であると認定する方法がない。したがって、一夫が田口敏夫の相続人であることを主張するためには、一夫が戸籍を持参して認知があった旨を証明する方法しかない。

⑥戸主である父が庶子出生届出を行い、認知した子を自己の戸籍に入れた場合

この場合、被認知者は、父の戸籍にはじめから記載される。その際、被認知者の身分事項欄には、**認知届出をされた旨の記載はなされず、出生届出の記載がされるだけ**。したがって、**一見しただけでは非嫡出子であることや認知をされたことは分からない**。父母欄の母の欄が戸主の妻の氏名と異なることや、続柄が男あるいは女と記載されていることから、非嫡出子であることが分かる。庶子出生届出には、認知届の効力が認められるので、戸主からの出生届出がある以上、父に認知をされたことになる。③の具体例で、田口敏夫が認知届ではなく、昭和５年３月５日に庶子出生届出をした場合、田口敏夫の戸籍は**図１-９**のようになる。

今回の具体例では、田口敏夫の戸籍に一夫がはじめから入籍しており、母の欄には田中礼子の名前が記載されている。しかし、田中礼子の戸籍には、一夫のことが一切記載されていない。したがって、一夫が田中礼子の子として相続人であることを主張するには、この田口敏夫の戸籍を持参して証明する方法しかない。

（ウ）養子

養子とは実際の血縁関係とは関係なく、養子縁組によって人為的に法律上の親子としてのつながりが認められた子のことを言う。養子は養子縁組の日から養親の嫡出子としての身分を有する。

養子には「普通養子」と「特別養子」の２つがある。普通養子は実親との法律上の親子関係を維持したまま、養親とも親子関係を結ぶ。したがって、普通養子は実親と養親のどちらにおいても「子」として相続人となる。

一方、特別養子は実親との法律上の親子関係を終了させ、養親と親子関係を結ぶ。そのため、特別養子は養親に対してのみ「子」として相続人になり得る。特別養子縁組には家庭裁判所の審判が必要であり、養子の年齢が原則として**「特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に１５歳未満」**（令和２年４月１日改正民法施行）であることなど、いろいろな要件を満たす必要がある。また、被相続人が子連れの配偶者と結婚又は再婚などした場合、その連れ子は普通養子縁組を行わなければ被相続人の相続人にはならない点にも注意が必要となる。

（エ）特別養子の戸籍の記載方法

戸籍上も、一見して養子であるとは判明しづらいような記載になるよう工夫されている。

家庭裁判所の審判によって縁組が認められ、特別養子縁組の届出がされると、特別養子は実親の戸籍から除籍され、一旦特別養子単独の新戸籍が編製される。この戸籍における特別養子の本籍地は、まだ実親の本籍地である。その後、その新しい戸籍から養親の戸籍に入籍する。

なお、特別養子縁組によって実親の戸籍から除籍される子の身分事項欄と、特別養子単独の新戸籍の身分事項欄には**「〇年〇月〇日特別養子となる縁組の裁判確定」**という記載がされている。しかし、養親の戸籍に入籍した特別養子の身分事項欄には、出生入籍日は記載されるが、その後**「〇年〇月〇日民法８１７条の２による裁判確定」**と記載されるのみで、**「特別養子」**という文言は記載されない。また、父母欄にも実親の氏名は記載されず**「養親」**の記載欄もない。父母欄に養親の氏名が記載され、続柄も養子という表記はされず、実子の場合と同じ。

なぜこのような表記なのかというと、特別養子縁組の制度趣旨を鑑みて、実の子として監護養育すべきであるし、また、特別養子であることを知られたくない人が多いから。それでも**「〇年〇月〇日民法８１７条の２による裁判確定」**という表記が必要なのは、戸籍をさかのぼることで、実父母が誰であったか知ることができるようにして、養子自身の出自を知る権

利や、実親の近親者との近親婚の防止にも配慮する必要があるから。
以上の説明を、具体例で見てみる。
　東京都北区に本籍のある小林とし子が、平成１８年７月２５日に、娘の恵子を出産（出産日は７月２２日）した届出をしたものの、その父親から認知をされていない場合で、平成２３年５月２日に、恵子が東京都台東区に本籍のある佐藤健太郎と妻裕子（二人は平成１９年６月１日に婚姻届出）との間で特別養子になる縁組の裁判が確定し、同月１２日に養父母が届出をしたという事例。

まず実の親である小林とし子についての戸籍。
　小林とし子は、非嫡出子の恵子を生み、その結果母親となった。そのため、恵子の出生届が提出された平成１８年７月２５日に、小林とし子を戸籍筆頭者とする戸籍が新しく編製された（**図１-１０①**）。
恵子の父親は、恵子を自分の子と認知していないので、恵子の父欄は空白となる（**図１-１０②**）。

　その後、恵子についての特別養子縁組の裁判が確定し、養父母からその旨の届出があると、恵子の身分事項欄に記載される（**図１-１０③**）。今回の場合は、平成２３年５月２日に特別養子縁組の裁判が確定し、養親となる佐藤夫妻がそのことを届け出ている。恵子については、恵子の実母と同じ本籍地で、一旦養親と同じ氏である「佐藤恵子」単独の戸籍が新しく編製される。そのため、恵子は、実母の戸籍から除籍される。

　このように、特別養子縁組の場合は、一旦実親と同じ本籍地で、養親と同じ氏での養子単独の新しい戸籍が編製される。これが普通養子縁組と大きく違うところ。普通養子縁組の場合は、このようなことをせず、実親の戸籍から直ちに養親の戸籍に入籍して、実の親の戸籍からは除籍される。

次に、今回の場合で、「佐藤恵子」単独の戸籍が新しく作られた、その戸籍を見てみる。
　特別養子縁組の裁判が確定したので、佐藤恵子単独、つまり佐藤恵子を戸籍筆頭者とする戸籍が新しく作られた（**図１-１１④**）。この時点での佐藤恵子の本籍地は、実親の本籍地と同じ。しかし、名前については、もともとの「小林恵子」から養親と同じ氏の「佐藤恵子」となる（**図１-１１⑤**）。
　佐藤恵子の身分事項欄には、出生事項が記載され、その次に養子縁組事項が記載される（**図１-１１⑥**）。ここで先ほどの

戸籍の**図１-１０③**と見比べてもらいたいのだが、「特別養子となる縁組の裁判確定」という文言は共通だが、**図１-１０③**の戸籍にある「養父母届出」の記載が、新しい戸籍の**図１-１１⑥**では「父母届出」となっている。もし**図１-１１⑥**で「特別養子」の旨の文言がなければ、佐藤恵子が養子なのかどうか分からない。

実際、佐藤恵子の父母欄には、養親である佐藤健太郎、佐藤裕子の氏名が記載されており、続柄欄は養子ではなく「長女」と記載される（**図１-１１⑦**）。この欄だけを見れば、佐藤恵子は佐藤健太郎と裕子の実子と読める。このように表記することが、実の子として監護養育すべきという特別養子縁組の制度趣旨に合致しているから。

⑥の記載をそのまま読み進めると、佐藤恵子は佐藤健太郎の戸籍に入籍したために除籍となり、戸籍事項欄には除籍日が記載される（**図１-１１⑧**）。この除籍日は、新戸籍編製日と同じ日（**図１-１１⑧**）。

それでは、佐藤恵子が入籍した佐藤健太郎の戸籍を見てみる。

まず、養父母となった佐藤健太郎と裕子の各身分事項欄の記載を見ると、通常の養子縁組であれば、それぞれに養子縁組事項が記載されるが、特別養子縁組にはそのような記載はされない。養父母の戸籍の身分事項では、特別養子縁組があったかどうかは分からないようになっている。

次に、特別養子となった佐藤恵子の身分事項を見ると、特別養子という文言はどこにも出てこない（**図１-１２**⑨）。**「民法８１７条の２による裁判」**が特別養子縁組の裁判であるが、条文だけ記載するようにして、一見しただけでは特別養子縁組であると分からないようになっている。佐藤恵子の父母欄及び続柄欄を見ても、養親や養子という記載は一切出てこない。

このように、佐藤恵子の身分事項をよく読み、民法８１７条の２について分からなければ、一見しただけでは、佐藤恵子は佐藤健太郎と佐藤裕子の実の子（長女）のように見える。

特別養子が含まれる場合の相続手続

特別養子は、実親との親族関係が断絶され、養親との親族関係が生じるだけなので、養親との関係では、通常の親子あるいは兄弟姉妹として相続関係を扱えばよいだけ。

相続人確定作業で戸籍を検討する際も、実親に関する相続では、特別養子縁組にて子が除籍されたという記載があれば、その子の除籍後の戸籍は不要。また、特別養子が死亡して被相続人となり、子がいない場合であれば、第二順位である親の調査をするとしても、特別養子の戸籍の身分事項欄に**「〇年〇月〇日民法８１７条の２による裁判確定」**という表記があれば、実親の戸籍は不要となる。

図1-10

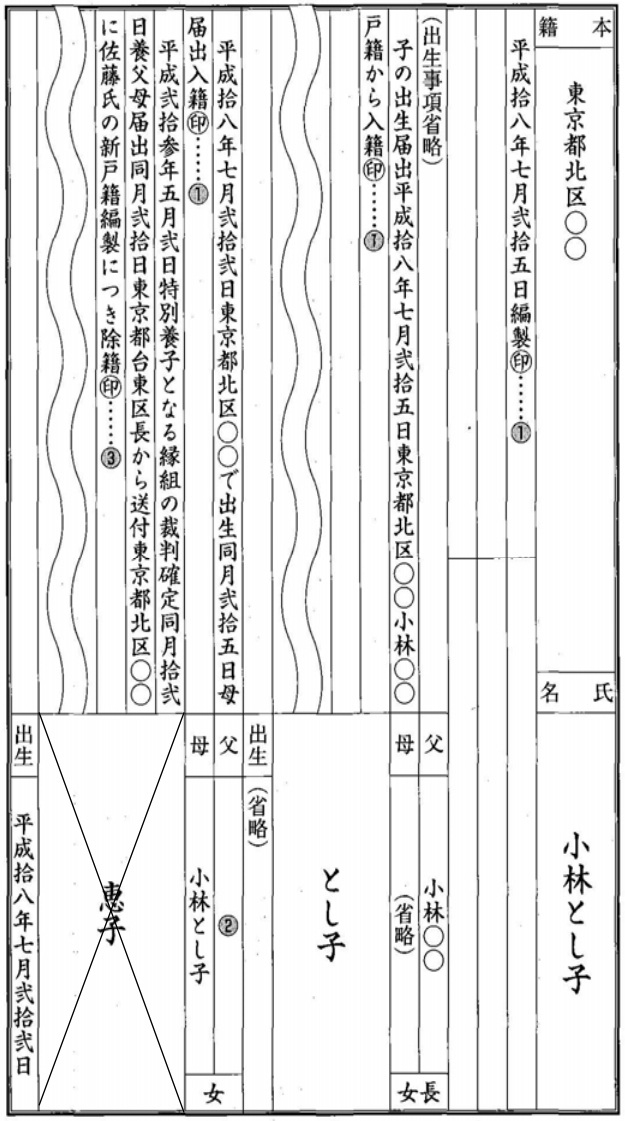

図1-11

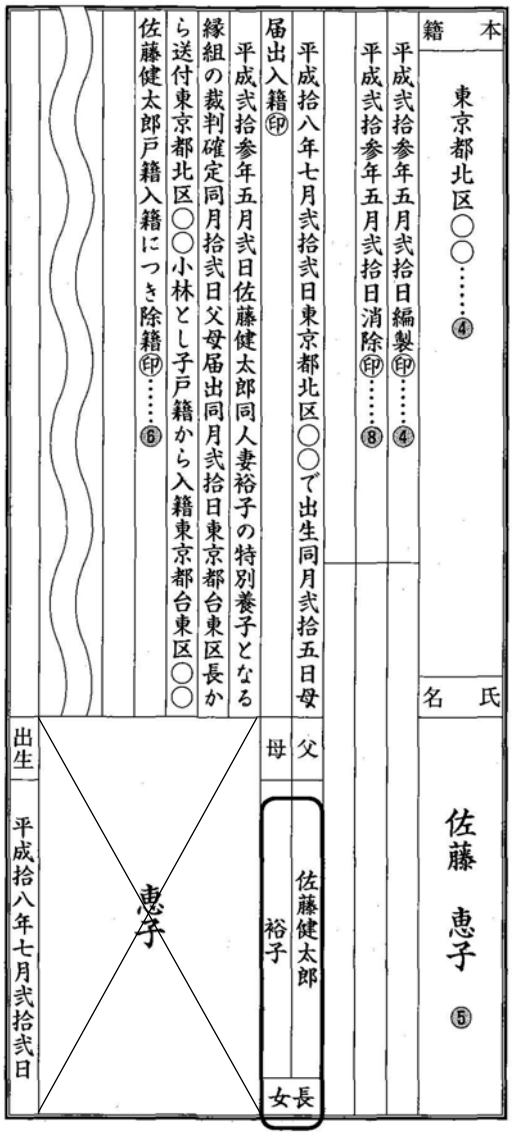

図1-12

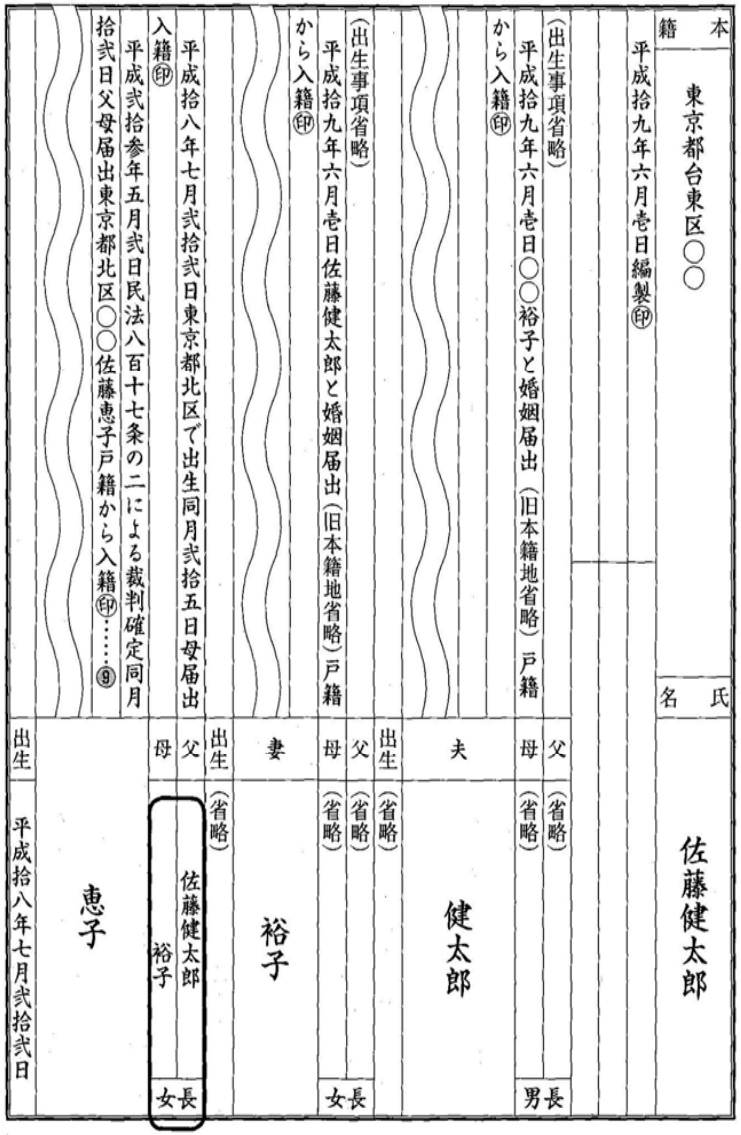

民法等の一部を改正する法律の概要

法務省民事局

検討の経過

H30. 6	法務大臣から法制審議会へ諮問	H31. 2.14	要綱の取りまとめ・答申
H30. 6～	法制審部会での調査審議開始	H31. 3.15	閣議決定・国会提出
H31. 1.29	要綱案の取りまとめ	R 1. 6. 7	改正法成立（R 2. 4. 1施行）

改正の目的

児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため，特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により，制度の利用を促進。

厚労省検討会が**全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体**に対して実施した調査の結果
「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例　298件　（H26～H27）
（うち「実父母の同意」を理由とするもの　**205件**　・「上限年齢」を理由とするもの　**46件**）

見直しのポイント

① **特別養子制度の対象年齢の拡大（第1）**
② **家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減（第2）**

第１　養子候補者の上限年齢の引上げ（民法の改正）

１．改正前

養子候補者の上限年齢

原則　特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。
例外　6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育　⇒　8歳未満まで可。

現行制度において上限年齢が原則6歳未満，例外8歳未満とされている理由
① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が**実質的な親子関係**を形成しやすい。
② 新たな制度であることから，まずは，**必要性が明白な場合に限って**導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】
年長の児童について，特別養子制度を利用することができない。

２．改正後

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1)　審判申立時における上限年齢（新民法第８１７条の５第１項前段・第２項）
原則　特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に**１５歳未満**であること。
例外　①１５歳に達する前から養親候補者が**引き続き養育**
　　②**やむを得ない事由により**１５歳までに申立てできず
　　} **１５歳以上**でも可。

※　**１５歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができる**ことを考慮して１５歳を基準としたもの。

(2)　審判確定時における上限年齢（新民法第８１７条の５第１項後段）
審判確定時に１８歳に達している者は，縁組不可。

(3)　養子候補者の同意（新民法第８１７条の５第３項）
養子候補者が審判時に**１５歳に達している場合**には，その者の**同意が必要**。
（**１５歳未満の者**についても，**その意思を十分に考慮**しなければならない。）

第2　特別養子縁組の成立の手続の見直し
（家事事件手続法及び児童福祉法の改正）

1．改正前

養親候補者の申立てによる1個の手続

養親候補者
申立て → 特別養子縁組の成立の審判手続 → 特別養子縁組成立の審判

（審理対象）
- **実親**による養育が著しく困難又は不適当であること等
  - ・ 実親の養育能力（経済事情や若年等）
  - ・ 虐待の有無
- **実親**の同意（審判確定まで撤回可能）の有無等
- **養親子**のマッチング
  - ・ 養親の養育能力
  - ・ 養親と養子の相性

※　6か月以上の試験養育

【児童福祉の現場等からの養親候補者の負担についての指摘】
① **実親による養育状況に問題ありと認められるか分からないまま**，試験養育をしなければならない。
② **実親による同意の撤回に対する不安**を抱きながら試験養育をしなければならない。
③ **実親と対立**して，**実親による養育状況等を主張・立証**しなければならない。

2．改正後

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入（新家事事件手続法第164条・第164条の2関係）

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

（ア） **実親**による養育状況及び**実親**の同意の有無等を判断する審判（**特別養子適格の確認の審判**）

（イ） **養親子**のマッチングを判断する審判（**特別養子縁組の成立の審判**）

⇒ 養親候補者は，**第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育**をすることができる（上記①及び②）。

(2) 同意の撤回制限（新家事事件手続法第164条の2第5項関係）

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は，**2週間経過後は撤回不可**（上記②）。

(3) 児童相談所長の関与（新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3）

⇒ **児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として**主張・立証をする（上記③）。

（イメージ図）

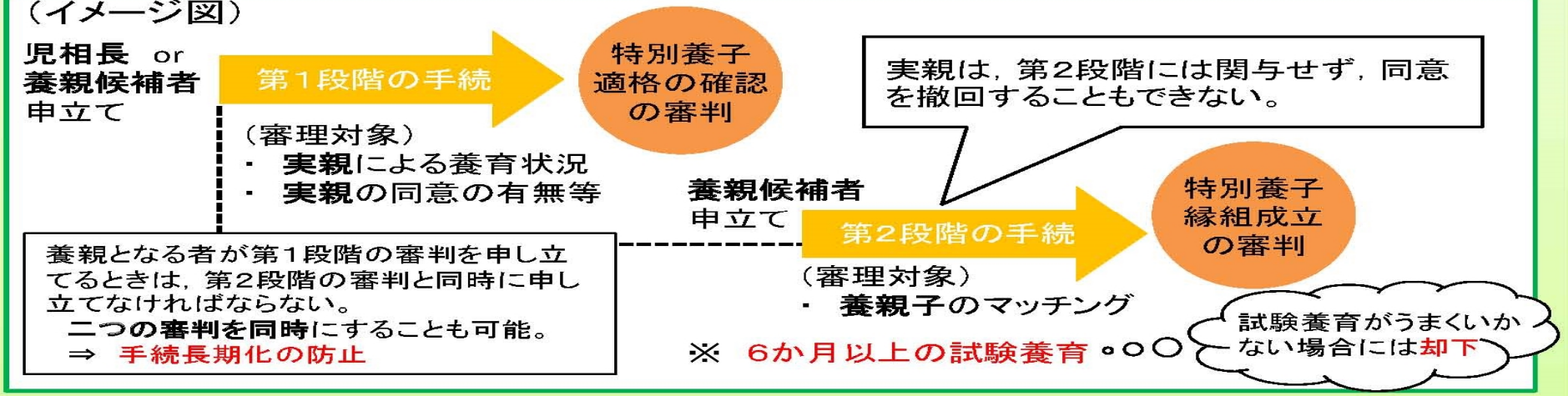

第３ 施行期日

令和2年4月1日施行

図1-13

普通養子・特別養子の比較表

	普通養子	特別養子
縁組の成立要件	養子縁組の届出 養子の承諾 養子が15歳未満の場合は法定代理人が代わって承諾。監護者がいるときはその同意が必要。 養子と養親の合意があれば、いつでも可。	家庭裁判所の審判（2段階） 原則―父母の同意　例外―不要 父母が意思表示できない。 父母の虐待・悪意の遺棄など。 子の利益の為に必要あるとき。
試験的養育期間	なし	6ヶ月以上の期間
養子の要件	何歳でもOK 尊属、年長者は例外	満15歳未満 例外15歳に達する前から養親となるものの監護を受けている場合で、やむを得ない事情があるときは、18歳未満まで。
養親の要件	成年に達した者（満20歳以上の者）であれば、夫婦であることを要しない。	満25歳以上で夫婦であること。 例外―養親の一方が満20歳以上のときは養親となることが可能。
夫婦共同縁組	配偶者のある者が縁組をするにつき 未成年者を養子とするときは夫婦共同縁組が必要。 その他のときは、他方は配偶者の同意があれば単独で縁組可能	養親は配偶者のある者でなければならない。 夫婦共同縁組でなければならない。 例外―夫婦の一方が他方の嫡出子の養親となるとき。
実親との関係	実親との関係は継続 実親死亡の際は、相続人となる。	実親との関係は切断される。 養子となったものは、実親の相続人にはなれない。 ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出子を養子としたときは、実親および実方親族と関係は存続。
戸籍上の記載	養子であることが戸籍上からもわかる。 養子と記載。	養子とわからないよう「長男」などと記載
離縁	当事者間で協議決定。 養子が15歳未満のときは、離縁後の法定代理人と養親との協議。 協議整わない場合は、家庭裁判所審判	養子の利益のため特に必要と認めるとき家庭裁判所の審判 1.養親による虐待、悪意の遺棄、その他養子の利益を著しく害する理由があること。

【コラム３】相続税法における養子の数の制限

民法上は養子の数に制限はなく、１０人でも２０人でも養子にすることができる。ところが、相続税法上は相続税を計算する上で養子の数に制限を設けている。原則は実子がいない場合は２人まで、実子がいる場合は１人まで。特別養子縁組による養子や配偶者の連れ子と養子縁組を行った場合の養子などは実子として考える。相続税法で養子の数を制限するのは計算上、法定相続人の数が多ければ多いほど基礎控除の増加などによって相続税が安くなるため。

過去には節税や租税回避を目的とした養子縁組が頻繁に行われ、相続発生間近の被相続人に対し１０名超の養子縁組を行うケースもあった。このような恣意的な租税回避を排除するため、昭和６３年の税制改正により養子の数が制限されるに至った。いわゆる”やりすぎ”に対しては法律で規制されてしまうことの典型例。

（オ）胎児

胎児とは出生前の子、いわゆる「お腹の中の子」を言う。胎児は相続発生時点ではまだ生まれていないが、相続では既に生まれたものとみなされるため、「子」として相続人になる。ただし、胎児が死体で生まれてしまった場合には相続人とはみなされない。

【コラム４】再婚と子の相続資格

再婚後に再婚相手との間で子が生まれた場合に、再婚相手と子の間で相続関係が生じることは当然。他方、既に子がある者が再婚した場合、その再婚相手と子の間では、当然には民法上の親子としての相続関係が生じない。この場合に子が再婚相手との関係で相続資格を持つためには、別途養子縁組が必要となる。

他方、一旦再婚相手の養子となった場合には、後日実親と再婚相手が離婚したとしても、再婚相手との養子関係は当然に終了せず、相続資格は保有したまま。この場合に子が再婚相手（＝養親）との間で相続資格を解消するためには、別途離縁手続が必要となる。このように、実親の再婚・離婚と連れ子の相続資格は当然には連動しないので、再婚事例の場合には、子の養子縁組の有無やその後の離縁の有無を戸籍から正確に読み取ることが必要になる。

胎児については相続発生直後の戸籍にはまだ記載されないので、配偶者などに確認を行うことになる。また、胎児は出生後、当然に未成年であるため、相続手続において通常は「特別代理人」の手続を取ることになる。

【コラム５】特別代理人が相続手続きを行う場合

例外として、未成年者に両親がいても、その両親が未成年者の代わりに手続を行うことができない場合がある。それは、①父母の一方ないし両方と未成年者が共に共同相続人となる場合、あるいは、②相続人となる複数の未成年者の親権者が共通する場合。①の例としては、父が亡くなって母と子が共同相続人となる場合であり、②の例としては、父が亡くなった後に父方の祖父が亡くなり、（祖父から見た）孫２名が代襲相続する際に、（孫から見た）母親が共通の親権者となる場合。この場合、親権者に代わって未成年者の代理人として諸手続を行う者が必要となる。これを特別代理人といい、親権者や一定の利害関係人の申立てにより家庭裁判所から選任される。誰が特別代理人となったのかは、家庭裁判所の審判書から確認が可能である。なお、未成年者が複数いる場合には、各未成年者ごとにそれぞれ特別代理人が必要となる。

【コラム６】子の代襲相続

相続人である子が既に死亡しているなどの一定事由に該当して、相続人になれない場合にはその子の子（被相続人から見れば孫）が代わりに相続人となる。これを「代襲相続」と言い、代襲相続により相続人となった者は「代襲相続人」と呼ばれる。代襲相続人も既に死亡などしている場合にはさらにその子（被相続人から見ればひ孫）が再代襲により代襲相続人になる。

代襲相続が発生する一定事由は「死亡」「欠格」「廃除」の３つ。「欠格」とは、相続において民法に規定する不正な事由（遺言書の偽造など）を行い、相続権を失うことであり、「廃除」とは、相続人が被相続人に対して虐待・侮辱などを行った場合に、被相続人が自ら、あるいは遺言により家庭裁判所に請求してその相続人の相続権を剥奪することを言う。

代襲相続人の相続割合は本来の相続人の割合を引き継ぎ、代襲相続人が複数いる場合には子の相続分の規定に従って配分する。子が既に死亡していても孫がいればその孫が相続人になること、及び相続人が欠格や廃除により相続権を失っても、孫にまではその影響は及ばない。

③第２順位

被相続人に子又はその代襲相続人がいない場合には、被相続人の「直系尊属」（父母・祖父母）が相続人となり、財産をもらう権利がある。親等の異なる直系尊属がいる場合には親等の近い者が相続人になる。例えば、被相続人の父は・祖父母が両方存命の場合、親等の近い父母が相続人になり、父母が死亡していて祖父母が存命の場合には祖父母が相続人になる。

この場合の法定相続割合は配偶者が３分の２、直系尊属が３分の１。存命中の直系尊属が複数いる場合には、３分の１をさらに相続人となる直系尊属の数で按分する。また、第２順位では実親・養親ともに直系尊属として相続権を有する。したがって、被相続人が普通養子縁組を行った養子である場合には、存命中の実父母・養父母ともに相続人になる。なお、特別養子縁組を行った場合には実親は相続人にならない。

【コラム７】養子縁組と子の代襲相続

養子は、「縁組の日から」養親の嫡出子たる身分を取得することになる。これにより養子・養親間で相続関係が生じることは当然だが、養親と養子の子の間での（将来養子が亡くなったとした場合の）代襲相続関係には注意が必要。

すなわち、養子縁組後に養子に子が生まれた場合には、養親と養子の子との間で代襲相続関係が生じることに問題はない。他方、養子縁組前に既に養子に子があった場合、その子が生まれた時点で養親子間に養子関係はなく、その後の養子縁組の効力が遡及するわけでもないので、養親とその子の間に代襲相続関係は生じないことになる。したがって、養子縁組がからむ代襲相続事例の場合には、養子縁組の時期を戸籍から正確に読み取ることが必要になる。

④第３順位

被相続人に子又はその代襲相続人がおらず、かつ相続人となる直系尊属もいない場合には、被相続人の兄弟姉妹が相続人となり、財産をもらう権利がある。この場合の法定相続割合は配偶者が４分の３、兄弟姉妹が４分の１。兄弟姉妹が複数いる場合には４分の１をさらにその兄弟姉妹たちで分け合う。

また、兄弟姉妹には「全血兄弟姉妹」と「半血兄弟姉妹」という考え方がある。「全血兄弟姉妹」とは父母の双方を同じくする兄弟姉妹であり、「半血兄弟姉妹」とは父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（例一父親の先妻の子ども）のことを言う。半血兄弟姉妹の相続割合は全血兄弟姉妹の２分の１と定められている。

【コラム８】兄弟姉妹の代襲相続

相続人である兄弟姉妹が一定事由に該当し相続人になれない場合には、その兄弟姉妹の子（被相続人から見れば甥・姪）が代襲相続により代襲相続人となる。代襲相続の考え方については子の代襲相続の場合とほぼ同じ。ただし、子の代襲相続は無制限で再代襲されるのに対し、兄弟姉妹には再代襲がない。仮に代襲相続人である甥・姪が死亡していた場合、その甥・姪の子は代襲相続人にはならない。また遺留分を持たない兄弟姉妹に対して被相続人は廃除の申立てを行うことはできない。兄弟姉妹に財産を渡したくない場合には、別途遺言書で相続分を指定することになる（遺留分について（２）④を参照）。

【コラム９】第３順位における祖父母の確認

相続人に第一順位である子、及び第二順位である直系尊属のいずれもいない場合には、第三順位である兄弟姉妹が相続人になる。子や直系尊属が既にいないことの確認は戸籍を通して行うが、このとき被相続人の祖父母も直系尊属に該当するため、兄弟姉妹が相続人の場合は祖父母、さらには曽祖父母が既に死亡していることも戸籍で確認する必要がある。祖父母の死亡まで確認するためには、かなり戸籍をさかのぼらなければならない。特に母方の祖父母の戸籍については他の市区町村から別途取り寄せしなければいけない可能性も高くなる。実務的には、戸籍や除籍が存在しない場合には市区町村長からその旨の証明書を発行してもらい代用するケースがある。また、祖父母の年齢が物理的に最高齢を超えている場合には死亡しているものとして手続に応じる場合もある。取扱いは各機関によって異なるので、個別に確認することとなる。

⑤相続放棄がある場合

相続人が被相続人の遺産の相続を辞退したい場合は、家庭裁判所に「相続放棄」の申述をすることができる。相続放棄の申述は原則、相続開始を知った日から３か月以内に行わなければならず、３か月以内に「限定承認」又は「相続放棄」をしなかった場合には相続人は被相続人の権利義務を承継し、「単純承認」したとみなされる。

相続を放棄する理由としては、被相続人の財産よりも債務の方が多いような場合や遺産を特定の人に相続させたい場合など、さまざまなケースが考えられる。相続放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人ではなかった者とみなされる。この場合、初めから相続人でなくなるので、死亡や欠格・廃除の場合と異なりその放棄した者の子が代襲相続人となることもない。

注意すべき点としては、相続放棄の場合は代襲相続もないため、放棄により相続順位が変わる可能性が高くなる（むしろそれを目的として相続放棄するケースも考えられる）。例えば、被相続人に子が１人おり、その子が相続の放棄をした場合、相続順位は第２順

位である直系尊属に移る。第２順位の相続人もいない場合は第３順位の兄弟姉妹が相続人になる。つまり、放棄の有無により、確定すべき相続人や集める戸籍の範囲が大きく変わることになる。

相続の放棄は戸籍謄本には現れないので、相続人に確認しておく必要がある。なお、相続税申告における相続税額の計算においては相続放棄の有無にかかわらず、相続税の総額は基本的には変わらない。これは相続放棄を使って相続税の過度な節税を行おうとすることを防止するためである。

⑥数次相続が生じている場合

【コラム１０】同時死亡の場合

相続がいつ発生するのかということは誰にも分からない。突然、不慮の事故によって亡くなってしまうということも実際に起きている。事故や災害に遭い複数の者が死亡した場合において、そのうちの１人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定される。これを「同時死亡の推定」などと言う。

被相続人と相続人が同時死亡となった場合には両者の間には相続は発生しない。そのため、同時死亡が適用されるかどうかで相続人が大きく変わってくることがある。例えば子どもがおらず両親も既に亡くなっている夫婦がともに交通事故に遭い死亡したとする。この時、同時死亡であれば夫婦間で相続が発生しないため、夫の財産は全て夫の兄弟姉妹が相続する。一方で、夫が先に死亡し、その後に妻が病院に搬送されて死亡したのであれば、同時死亡ではないため夫から妻への相続が発生する。この場合は夫の財産の４分の１を兄弟姉妹が相続し、残り４分の３を妻が相続することになるため、この４分の３は最終的に妻の兄弟姉妹が相続することになる。あまり遭遇したくないケースではあるが、このような場合、手続に携わる者としては慎重な対応が求められる。

基本的には被相続人の相続人以外の者が遺産分割協議や相続手続に加わることはない。ただし、相続手続中に相続人が死亡した場合には、その死亡した相続人の相続人が、被相続人の遺産分割協議に加わることになる。これを「数次相続」と呼ぶ。代襲相続と数次相続はよく似ているが、異なる点として、代襲相続は相続人が被相続人の相続開始前に死亡している場合であるのに対し、数次相続は被相続人の相続開始後に相続人が死亡した場合。また、代襲相続であれば遺産分割協議に加わるのは原則として相続人の子だけであるが、数次相続であれば相続人の相続人全員が該当することになる。例えば相続人の妻（被相続人から見れば義理の娘）までが相続人の相続人として遺産分割協議に加わることになる。数次相続のように遺産分割協議に加わる人が増えてしまうと、遺産分割自体が揉めてしまうケースが多くなってしまうので、相続手続に携わる現場としては、手続に際して同意を得る人の範囲を間違えてしまわないような注意が必要。

（２）遺言書がある場合

①遺言書の役割

相続が発生した場合には、通常は被相続人の遺産に係る権利・義務は相続人全員に帰することになるため、相続発生後は相続人全員で遺産分割協議を行い、全員の同意の下で相続手続を行うことになる。そのため、相続人の数が多いとそれだけ分割協議や相続手続も煩雑になってしまうが、この時に「遺言書」があれば遺産分割協議を行うことなく、相続手続をかなり簡略化することが可能になる。「遺言」とは、被相続人である遺言者の死亡後にその意思を実現するための制度であり、その遺言者の意思が書かれた書面を「遺言書」と言う。遺言書の効力は相続人間で行う遺産分割協議よりも優先される。したがって、遺言書に「〇〇銀行××支店の定期預金一口座番号△△については配偶者である乙に相続させる」ということが書かれてあれば、その預金口座についてはもはや他の相続人と協議することなく、配偶者である乙が相続できることになる。この場合、法律上ではこの預金の名義変更や解約手続は乙単独で行える。一方で、この時に相続人全員の同意があれば、遺言書によらず相続人間で遺産分割協議を行うことも可能である。

なお、民法の改正（令和元年７月１日施行）により、遺言で遺言執行者が指定されている場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができず、違反してした行為は無効となる。但し、善意の第三者に対抗することができない。

②遺言執行者

遺言書には「遺言執行者」が指定されているケースがある。遺言執行者とは遺言者に代わって遺言の内容を実現させる役割を担う人である。遺言執行者は相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有しているので、執行者の指定がある場合には、相続財産の処分等はこの遺言執行者が行うことになる。もっとも、遺言書の作成において、遺言執行者を指定することは常に必要というわけではない。相続人全員で協力できるならばあえて遺言執行者を選ぶ必要はなく、例えば特定の遺産を特定の相続人に相続させる場合や、遺贈を行う場合などは、「相続人全員で協力して遺言執行できる場合」に該当するとされている。

③遺言の種類

遺言書の方式には、通常は「自筆証書遺言」、「公正証書遺言」、「秘密証書遺言」の３種類がある。自筆証書遺言とはその名のとおり、自筆で遺言書を作成する方法である。公正証書遺言とは公証人役場に出向いて公証人に遺言書を作成してもらう方法である。遺言者が入院している場合などは公証人に出張してもらうこともできる。秘密証書遺言は自ら作成した遺言書を封印し、遺言書の中身を秘密にしたまま公証人に提出する方法である。秘密証書遺言は実務上お目にかかることはほとんどない。自筆証書遺言の長所は「お

手軽さ」である。紙と筆記具と印鑑さえあればいつでも書くことが可能であり、コストもかからない。一方、手軽である反面、遺言書の要件を満たさず、遺言そのものが無効になってしまう可能性もある。また、自筆証書遺言は相続発生後に家庭裁判所で遺言書としての形式が整っているかどうかを確認する「検認」手続を行う必要がある。公正証書遺言の長所は「確実さ」である。公証人役場で証人２人の立会いの下で公証人が遺言書を作成するので、後日無効となるリスクがほとんどなく、相続発生後に検認を受ける必要もない。公証人役場に遺言書が１通保管されるので紛失する危険性もない。一方、短所としては費用がかかるという点、作成や書き直しに手間がかかる点などが挙げられる。

【コラム１１】自筆証書遺言方式の緩和（2019 年 1 月 13 日施行）

自筆遺言書を作成するにあたって、特定の財産を特定の相続人に承継させたい場合などは、財産の特定に関する事項（財産目録）を記載する必要がある。例えば不動産であれば登記事項（土地の場合、所在・地番・地目・地積など）、預貯金であれば金融機関名・口座番号などであり、本文とは別に別紙で添付される場合もある。遺言書全文の自書が必要な自筆証書遺言の場合、この財産目録についても自書を要するため、特に遺言者が高齢の場合などは作成の負担が大きく、遺言書の利用を妨げる要因になることが指摘されていた。

２０１９年１月１３日以降、この作成方法を一部緩和し、別紙として添付する場合に限って、財産目録の自書を不要とすることとされた。代わりの作成方法として、パソコンで作成した書面や、登記事項証明書や預金通帳のコピーなどを添付する方法が挙げられる。

【コラム１２】自筆証書遺言の保管制度の創設（2020 年 7 月 10 日施行）

自筆証書遺言は遺言者の家で保管されるのが一般的であり、公正証書遺言のように作成後の遺言書（原本）を公的機関に保管する制度はない。そのため、相続発生まで遺言書の存在を隠しておける反面、日付の記載や署名・押印などの方式の不備や、紛失や変造が生じるおそれがあり、相続開始後に遺言書の存在や有効性を巡って紛争が生じやすい。

自筆証書遺言（原本）を法務局に保管する制度が創設された。この制度を利用した場合、家庭裁判所での検認手続きが不要になるため、遺言書に基づき即座に遺産分割手続きに入ることができる。

④遺留分

遺言書の効力は相続人間で行う遺産分割協議に優先する。遺言書を作成しておくことで相続における大部分の面倒な手続を簡略化することができるが、法定相続割合を全く無視した遺言書が常にまかりとおるわけではない。仮に被相続人が「自分の全財産を内縁の妻である××に遺贈する」という遺言書を作成していた場合、残された正妻や子どものその後の生活が脅かされる。そのため、相続人の最低限の権利を守るため、特定の相続人には遺言者の財産のうち一定割合分を受け取ることができるようになっている。この受け取り可能な一定割合分を「遺留分」と呼ぶ。遺留分の割合は、誰が相続人になるかによって異なる。遺留分は相続人の「権利」なので、この権利を行使するかどうかは相続人次第である。例えば「自分の全財産を長男に相続させる」という遺言書があったとしても、配偶者や他の子どもがそれに納得していれば遺留分の権利行使（遺留分の減殺請求）をする必要はない。実務的には、相続後に争いが起こりそうな場合には遺留分を考慮した遺言書を作成することが大切なポイントになる。一方で、兄弟姉妹には遺留分がないので、子どものいない夫婦などは「自分の全財産を配偶者である妻（夫）に相続させる」という遺言書を相互に書くケースがよく見受けられる。

【コラム１３】遺留分減殺制度の見直し（2019 年 7 月 1 日施行）

改正前は、この遺留分権利者から遺留分義務者に対して、遺留分を求める請求（遺留分減殺請求）がされると、減殺された財産はその限度で遺留分権利者のものとなる効力が生じていた（現物返還）。

この効力について抜本的に見直し、遺留分権利者からの「遺留分侵害額請求」によって金銭債権が発生することとされた。つまり、遺留分権利者は遺留分義務者に対して遺留分侵害額に相当する金銭の請求のみをすることができ、不動産などに複雑な共有関係は生じなくなる。

改正前は、預貯金債権について遺留分減殺請求がされた場合、その預貯金は減殺の限度で遺留分権利者のものとなっていた。したがって金融機関としては預貯金者となった遺留分権利者からの払戻し請求に応じる必要があり、既に遺留分義務者に払い戻していた場合には二重払いのリスクを負う可能性があった。

改正後は、遺留分権利者は遺留分義務者への請求権を取得するのみで、預貯金自体は取得しない。したがって、金融機関が現行のような二重払いのリスクを負うことはなくなると思われる。また、金融機関が担保にとっている不動産に遺留分減殺請求がされた場合、改正前では遺留分義務者と遺留分権利者との共有になるなど、担保権者としての権利行使が複雑になり得たが、このような事態も生じなくなると思われる。

【コラム１４】預貯金の仮払い制度の創設（2019 年 7 月 1 日施行）

近年の最高裁の判例変更（最大決平成 28 年 12 月 19 日）により、複数の相続人に共同相続された預貯金は遺産分割の対象となる。相続人が遺産分割前に個別の払戻しを求めてきた場合、相続人全員の同意がない限り、金融機関はこれを拒絶できることになっている。

金融機関での取扱いが明確になった反面、相続開始後遺産分割終了までの間に相続債務や葬儀費用の支払い、相続人の生活費などの緊急な払戻しの必要が生じた場合については二重払いリスクが生じるため、従来の例外的な払戻し対応は困難となっている。

相続人の払戻し需要に応じるため、共同相続された預貯金について、遺産分割前でも相続人に仮に払い戻すことを認める制度が創設された。**（ア）**家庭裁判所での手続き（保全処分）を利用する方法と、**（イ）**裁判所外での相続人単独での払戻しを認める方法の 2 つである。

方法**（ア）**は、家庭裁判所に遺産分割の審判または調停を申し立て、あわせて預貯金の仮払いを申し立てる方法である（新法 909 条の 2、家事審判手続法第 200 条第 3 項)。申立人は仮払いの必要性（相続債務の弁済や相続人の生活費に充てるためなど）を疎明する必要があるほか、費用と時間を要する点でデメリットがある。他方で仮払いの金額に上限はなく、申立て額の範囲内で必要性が認められれば、特定の預貯金の全部を取得することもできる。

方法**（イ）**は、相続人が銀行の窓口で直接払戻しの手続きをする方法である（新法第 909 条の 2)。仮払いの必要性も要求されず、裁判手続きが不要なため費用と時間が節約できるものの、仮払いの金額に上限が設けられている。

具体的には、**「相続開始時の預貯金債権の額（口座ごと）×3 分の 1×（仮払いを求める相続人の）法定相続分」かつ「債務者（金融機関）ごと（複数の口座がある場合は合算）に法務省令で定める額」が上限**となる。なお、「法務省令で定める額」は、平成３０年１１月、１５０万円と定められた（平成 30 年法務省令 29 号)。

例えば、Ａ銀行の普通預金に６００万円、Ａ銀行の定期預金に１２００万円、Ｂ銀行の普通預金に７２０万円あった場合には、法定相続分が２分の１の相続人が第９０９条の２の規定によって払戻しを得られる金額は、Ａ銀行から１５０万円、Ｂ銀行から１２０万円ということになる。

なお、Ａ銀行からの払戻しについては、普通預金口座からは最大１００万円の払戻しを、定期預金口座からは最大１５０万円の払戻しを得ることができる（いずれも上記割合及び上限額を前提としたもの）が、法務省令で定められた上限額である１５０万円に満つるまで、どの口座からいくら払戻しを得るかについては、その請求をする相続人の判断に委ねられる（上記事例では、普通預金から８０万円、定期預金から７０万円の払戻しを求めてもよいし、普通預金から１００万円、定期預金から５０万円の払戻しを求めてもよいが、普通預金から１５０万円の払戻しを求めることはできない。)。

２．戸籍等（仮想設例）を基にした読み解き方　演習１（実践編資料版１～１１ページ　図２－１～図２－８）

被相続人甲野太郎は、遺言書を遺していません。相続人全員で遺産分割協議をすることとなりました。

以下の「被相続人甲野太郎相続関係説明図」の［　　］の部分を補充して下さい。

被相続人　甲野太郎　相続関係説明図

1　被相続人の最後の本籍［　　］

2　被相続人の最後の住所［　　］

被相続人　甲野太郎
昭和２０年5月１２日出生
［　　］死亡

昭和４７年１０月１０日婚姻

（住所）愛知県小牧市小牧〇丁目〇番地
妻［　　］
昭和２８年9月１１日出生

（住所）愛知県名古屋市中川区〇町〇丁目〇番地
長男［　　］
昭和４９年8月１９日出生
［　　］死亡

（住所）愛知県名古屋市瑞穂区■町■番地
長女［　　］
昭和５１年5月２８日出生

（住所）愛知県名古屋市昭和区◎町◎番地
二女［　　］
昭和５４年１２月９日出生

3-1．戸籍等（仮想設例）を基にした読み解き方　演習２（実践編資料版１２～２３ページ）【事前練習問題】

Ⅰ　甲野四夫の相続人を確認してみましょう

［問題１］　被相続人の死亡を確認してみましょう

後添の５通の戸籍謄本等は、死亡した甲野四夫さんの相続人から提出されたものです。甲野四夫さんの死亡を確認してみましょう。

［問題２］　戸籍謄本等の連続を確認してみましょう

後添の５通の戸籍謄本等が、甲野四夫さんの出生時から死亡時までの記載がなされた連続した戸籍謄本等か、確認してみましょう。

［問題３］　被相続人が死亡した時に配偶者がいたか確認してみましょう

死亡した甲野四夫さんには死亡時に配偶者がいたか、確認しましょう。

［問題４］　被相続人に子どもがいるか確認してみましょう

死亡した甲野四夫さんには子どもがいるか、何人いるか、確認しましょう。

［問題５］　被相続人甲野四夫の相続関係図をつくってみましょう

死亡した甲野四夫さんの相続関係図をつくってみましょう。

Ⅱ　もし、甲野四夫に子がいなかったとしたら

［問題６］　甲野四夫の相続人はだれになる可能性がありますか

死亡した甲野四夫さんの相続人になる可能性がある人にだれがいますか。

［問題７］　追加で提出してもらう必要がある戸籍謄本等はありますか

［問題６］で確認した「相続人になる可能性がある人」が相続人であること（相続人にならないこと）を確認するために、追加で提出を求める必要のある戸籍謄本等はありますか。

［問題８］　さらに追加で提出してもらう必要がある戸籍謄本等はありますか

［問題７］で提出してもらった戸籍謄本等を確認した結果、さらに追加で提出してもらう戸籍謄本等はありますか。

被相続人甲野四夫の相続関係図

出生　　年　　月　　日
死亡　　年　　月　　日

（被相続人）

甲　野　四　夫

婚姻　　年　　月　　日

（妻）

出生　　年　　月　　日
死亡　　年　　月　　日

（子）

長男
出生　　年　　月　　日
死亡　　年　　月　　日

二男
出生　　年　　月　　日
死亡　　年　　月　　日

三男
出生　　年　　月　　日
死亡　　年　　月　　日

養子
出生　　年　　月　　日
死亡　　年　　月　　日
養子縁組　　年　　月　　日

非嫡出子
出生　　年　　月　　日
死亡　　年　　月　　日
認知　　年　　月　　日

（注）　関係ない部分は、記入不要。

3-2.「戸籍等（仮想設例）を基にした読み解き方　演習２　の解答と解説

［問題１］の解答

戸籍謄本等の **No.1** をみると、甲野四夫の身分事項欄に死亡の事実の記載がある。平成 23 年 10 月 1 日に死亡していることが確認できる。

［問題２］の解答

戸籍謄本等の No.1 からさかのぼって連続を確認する。

①　**No.1** の戸籍謄本等をみると、戸籍事項欄に「改製」の記載と「平成 17 年 7 月 16 日」という改製日の記載があるのが判る。次に甲野四夫の身分事項欄をみると、［婚姻］の記載があり日付は「昭和 22 年」、「出生」の記載があるが日付は「大正 11 年」であるから、改製がいちばん新しいことになる。

したがって、「改製」の記載に付記された改製事由「平成 6 年法務省令第 51 号附則第 2 条第 1 項による」と同じ記載が戸籍事項欄や欄外に記載されて消除されている戸籍謄本等を探すこととなる。

②　**No.2** の戸籍謄本等をみると、戸籍謄本等の最初の頁の欄外に改製原戸籍の表示があって、改製事由に「平成 6 年法務省令第 51 号附則第 2 条第 1 項による」とあり、「平成 17 年 7 月 16 日消除」とあるのが判る。これと①で確認した改製事由と年月日が一致していることが判る。したがって、**No.1** の戸籍謄本等の直前の戸籍謄本等が **No.2** だと判る。

次に **No.2** の戸籍謄本等の戸籍事項欄をみると、「転籍」の記載があって、「昭和 62 年 4 月 1 日」の日付と「渋谷区紅葉山一丁目 10 番地の 5」という従前戸籍の記載があるのが判る。一方、甲野四夫の身分事項欄には「出生」と「婚姻」の記載があるがその日付は昭和 62 年より以前のものであり、従前戸籍の記載もない。これらの記載から、**No.2** の戸籍謄本等の前の戸籍謄本等として本籍が「渋谷区紅葉山一丁目 10 番地の 5」、筆頭者が **No.2** と変わらず甲野四夫の戸籍謄本等がなければならないことが判る。

③　②で確認した **No.2** の前の戸籍謄本等の本籍と筆頭者の戸籍謄本等を探すと **No.3** がそれだと判る。 **No.2** の戸籍謄本等には「転籍」とあるから、**No.3** の戸籍事項欄に「転籍」の記載があるか探すこととなる。

すると、戸籍事項欄の最後に「転籍」の記載があり、転籍の日付と転籍後の本籍が **No.2** の記載と一致することが判る。これで、**No.2** の戸籍謄本等の直前の戸籍謄本等が **No.3** だと判る。

④　次に **No.3** の前の戸籍謄本等があるか確認する。まず、**No.3** の戸籍謄本等の戸籍事項欄をみていくと、「編製」という記載と「昭和 24 年 4 月 10 日」という記載があるのが判る。次に、甲野四夫の身分事項欄には「昭和 24 年 4 月 10 日」の日付と従前戸籍の本籍として「渋谷区紅葉山町 1051 番地」、筆頭者として甲野春夫という入籍の記載がある。この身分事項欄の記載を頼りに直前の戸籍謄本等を探すこととなる。

すると、**No.4** の戸籍謄本等がそれらしくみえる。しかし、本籍は「渋谷区紅葉山町 1051 番地」が「紅葉山一丁目 10 番地の 2」に変更されている。また、「筆頭者」でなく「戸主」として「甲野春夫」が記載されている。

この点は、本籍の表記が変更されているときは、変更前の本籍の表記と変更後の本籍の表記のどちらかと一致しているかで判断する。また、戦前の戸籍謄本等の場合には「戸主」を「筆頭者」と読み替えて取り扱う。したがって、**No.4** の戸籍謄本等は③で確認した本籍と筆頭者の謄本であることが確認できた。

次に No.3 の戸籍謄本等に従前戸籍の記載があったのは甲野四夫の身分事項欄であるから、**No.3** の戸籍謄本等の甲野四夫の身分事項欄の記載をもとに **No.3** と **No.4** の戸籍謄本等が連続していることを確認する。そこで、**No.4** の戸籍謄本等の甲野四夫の身分事項欄をみると **No.3** の甲野四夫の身分事項欄の「入籍」に対応する「除籍」の記載と共通する「昭和 24 年 4 月 10 日」という日付の記載があることが判る。

これにより、**No.3** の直前の戸籍謄本等が **No.4** の戸籍謄本等であることが判る。

⑤　次に **No.4** の前の戸籍謄本等があるか確認する。まず、**No.4** の戸籍謄本等の甲野四夫の身分事項欄をみてみる。すると、「昭和 22 年 10 月 1 日」の日付で「婚姻」の記載がある。しかし、この記載には従前の戸籍に関する記載事項がない。これにより「婚姻」の時には新しい戸籍はつくられなかったことが判る。身分事項欄のその前の記載は「出生」であるが、日付は「大正 11 年 10 月 1 日」である。次に戸籍事項欄をみてみる。旧戸籍法の戸籍の様式では、戸主の欄に戸籍事項と戸主の身分事項が一緒に記載される。その記載のなかで甲野四夫が **No.4** の戸籍謄本等から除籍された昭和 24 年 4 月 10 日以前の事項を探すと、「昭和 14 年 4 月 1 日」の日付で「転籍」の記載があるのが判る。その記載に付記された従前の戸籍の本籍は、「新潟県長岡郡長岡町山元 50 番地」であることが判る。筆頭者の記載がないから、筆頭者は **No.4** と同じ甲野春夫ということになる。

すると、**No.5** の戸籍謄本等をみると本籍と筆頭者（戸主）が上記で確認したものと同じであることが判る。また、戸主の欄をみていくと「東京市渋谷区紅葉山町 1051 番地に転籍」の記載と「昭和 14 年 4 月 1 日」の転籍日の記載がある。これにより **No.5** の戸籍謄本等が **No.4** の戸籍謄本等の直前のものであることが判る。さらに、**No.5** の戸籍謄本等の甲野四夫の身分事項欄には「出

生」の記載だけがある。また、戸主の記載事項欄には「家督相続」の記載と「大正５年４月１日」の日付がある。家督相続は、戸主が変わることをいうから、この時点で **No.5** の戸籍謄本等が新たに編製されたものと思われる。ということで、甲野四夫の「出生」よりも前に編製された戸籍であることが確認できた。

以上のことから、**「No.1→No.2→No.3→No.4→No.5」**と死亡時から出生時までさかのぼって連続した戸籍謄本等が提出されていることが判る。

[問題３]の解答

甲野四夫の配偶者の確認は、甲野四夫の死亡の記載を確認した **No.1** の戸籍謄本等で確認する。甲野花子の身分事項欄に甲野四夫との婚姻の記載と配偶者の死亡の記載があることが判る。これにより「甲野花子」が配偶者（妻）ということになる。

[問題４]の解答

提出された甲野四夫の戸籍謄本等のうち **No.1** と **No.2** には子の記載がない。しかし、**No.3** をみると花子との間に実子として「一郎」「次郎」「三郎」の三人の記載があり、「信二」が甲野四夫及び妻花子と養子縁組をした記載がある。さらに、いずれも婚姻により除籍されていることが判る。

また、田中令子の子利男を認知した旨の記載がある。ただし、認知しただけでは甲野四夫の戸籍には、被認知者田中利男は子として入籍しない。さらに、認知をした甲野四夫が転籍し、又は、戸籍が改製されると、認知した旨はその新戸籍の身分事項に転記されない（**No.1**）。なお、**No.4** と **No.5** には甲野四夫の子の記載はない。

結果として、甲野四夫の法定相続人は、妻花子の他、その間の実子三人及びその他養子一人、非嫡出子一人の合計五人の法定相続人である子がいることが判明する。

[問題５]の解答

「被相続人甲野四夫の相続関係図」は、実践編資料版演習２【解答】のとおり

提出された戸籍謄本等の範囲では、嫡出子である実子三人及び養子一人、非嫡出子である一人の子の死亡については確認できない。被相続人甲野四夫の法定相続人を特定するためには、甲野一郎（長男）、甲野次郎（二男）、甲野三郎（三男）及び甲野信二（養子）は、いずれも婚姻により、夫の氏の新戸籍が編成されているので、各々この戸籍を取り寄せ、更に転籍し、又は戸籍が改製されている場合には、その戸籍も取り寄せることとなる。また、田中利男（非嫡出子）については、実母の田中令子の戸籍（本籍:

東京都新宿区百人町二丁目５番地）を取り寄せ、更に転籍、戸籍の改製、婚姻等により新戸籍が編成されている場合には、その戸籍も取り寄せることとなる。

［問題６］の解答

被相続人甲野四夫にもし子がなければ、相続人は配偶者と直系尊属となる。さらに直系尊属が全員死亡している場合には、配偶者と第三順位の兄弟姉妹ということになる。

そこで、提出された戸籍謄本等をみてみる。直系尊属としては四夫の両親の春夫とさくらであるが、直系尊属である父親春夫は**No.4**の戸籍謄本等で昭和32年に死亡していることが確認できる。しかし、**No.4**の戸籍謄本等の母親さくらの身分事項欄をみてもさくらの生死は確認できない。

なお、母親さくらが死亡していた場合には四夫の祖父母の生死を確認する必要があるが、年齢から考えて祖父母が存命とは考えられない（太郎とまつは**No.5**の戸籍謄本等で死亡が確認できる。また、母親さくらの母親の乙野うめはさくらを16歳で出産したと考えても平成23年当時130歳を超えていることになる）。

以上のことから、①母親さくらの生死を確認する、②母親さくらの死亡が確認できた場合には四夫の兄弟姉妹を確認する、という作業が必要になる。

［問題７］の解答

被相続人甲野四夫の母親さくらの生死は、戸籍謄本等のさくらの身分事項欄によって確認することになるが、さくらの記載がある最も新しい戸籍謄本等である**No.4**の戸籍謄本等のさくらの身分事項欄には、「婚姻による入籍」と「夫の春夫の死亡」の事項しか記載されていない。これに続く戸籍謄本等があるはずである。

そこで、**No.4**の戸籍謄本等の戸籍事項欄をみてみると、「昭和32年法務省令第27号により昭和38年3月20日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除」とある。つまり、**No.4**の戸籍謄本等と同じ本籍、同じ筆頭者の改製後の戸籍があってそこに甲野さくらの記載があるはずである。その戸籍謄本が「追加」で添付した戸籍謄本等である。この戸籍謄本等のさくらの身分事項欄をみると昭和62年に死亡していることが判る。

［問題８］の解答

被相続人甲野四夫に子がいなかった場合を想定して、相続人を確認する作業を行っている。問題７で確認したように、四夫の直系尊属はすべて死亡している（または、死亡していることが確実）ことが確認できた。そこで、四夫の相続人は配偶者と兄弟姉妹ということになる。

兄弟姉妹を確認するためには、四夫の両親の出生から死亡までの戸籍謄本等の提出を受けて四夫の両親の子をすべて調べなければならない。追加で確認した戸籍謄本を含めた戸籍謄本等では死亡時から **No.5** の戸籍謄本等はそろっていることが判るが、**No.5** の戸籍が編製された四夫の父親の甲野春夫の家督相続時点（大正５年４月１日）より前の戸籍謄本がない。

この戸籍は「従前の戸籍」に関する記載がないので本籍は、**No.5** と同じ「新潟県長岡郡長岡町山元 50 番地」、筆頭者は前戸主の甲野太郎の戸籍ということになる。